

かほる保育園保護者会会則

(名称等)

第1条 この会は「かほる保育園保護者会」(以下「本会」という。)と称し、所在地を社会福祉法人かほる保育園(以下「保育園」という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保育園の発展、充実を願い、園児の心身ともに健やかな育成を促進し、保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、保育園の園児の保護者で構成し、園児の入園と同時に入会し、退園と同時に退会するものとする。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 園児の豊かな心と健やかな身体を育む事業
- (2) 保護者相互の相互理解と親睦を深める事業
- (3) 保育園行事への参加及び援助
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 若干名
- (6) クラス役員 各クラス3名程度

(協力員)

第6条 本会に前条の役員の他に、次の協力員を置くことが出来るものとする。

- (1) 顧問
- (2) 相談役
- (3) 役員OB

(役員を選出及び選任)

第7条 第5条の役員は、クラス単位で選出する。ただし、1歳児以下のクラスの役員数は園児数により適宜調整できるものとする。

2 会長、副会長、会計、監事、理事は、前項により選出された者の中から互選する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し業務を総括する。

2 副会長は、会長の補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を務める。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。会長の命を受けて会務を処理する。

5 理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

6 クラス役員は、本会で実施する事業を運営する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、当年度総会から翌年度の総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(執行部会)

第 10 条 本会に会務を執行する執行部会を置く。

2 執行部会は、会長、副会長、会計、監事及び理事で構成する。

(総会)

第 11 条 本会の総会は、毎年 4 月中に開く。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会の議決事項は、別に定めるもののほか、次の事項とする。

(1) 会務の報告事項

(2) 収支決算に関する報告事項

(3) 会計監査に関する報告事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) 新年度の事業計画及び収支予算に関する事項

(6) 会則の変更に関する事項

(7) その他会長が必要と認めたその他の重要事項

4 保護者は、総会へ出席する権利と義務がある。

5 総会を欠席する場合は、前日までに会長に委任状を提出する。

6 総会は、議決権総数（1 家庭 1 人）の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(役員会)

第 12 条 役員会は第 5 条の定める役員をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

3 役員会は、出席者の過半数をもって可決する。

(財政)

第 13 条 この会の財政は、会費その他の収入でまかなわれる。

2 本会の会費は、園児 1 名につき月額 400 円とする。

3 会費は、毎月、保育園の諸費等とあわせて納入する。

4 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(慶弔)

第 14 条 本会は次に掲げる事項に該当した場合に慶弔見舞金を贈呈する。

1 会員、在園児及び保育園職員の死亡 10,000 円及び生花 1 基

2 保育園職員家族（一親等）の死亡 5,000 円

3 保育園職員の結婚 10,000 円

4 保育園職員の退職 1 年以上 3 年未満 3,000 円

3 年以上 5 年未満 5,000 円

5 年以上 10,000 円

5 その他特別の場合は執行部会で協議の上、慶弔見舞金の贈呈を決定することができる。

(その他)

第 15 条 本会の運営に必要な細則は執行部会において定め総会に報告する。

(付則)

本会則は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。